

## 空き家活用促進事業改修空き家募集要領

募集期間：令和8年5月11日～令和8年8月31日まで

対象件数：3件（予算の範囲内で可能であれば追加もあります。）

募集対象用途：補助対象用途全てを対象としますが、賃貸住宅として活用する案件を優先して採用します。ただし、空き家になって1年未満の空き家、及び賃貸住宅としての運用実態があると認められる空き家は対象外です。

事業決定方法：募集期間内に申請された改修事業から、書類選考を行います。町で定める5つの項目から点数付を行い、合計点上位の3件を今年度の改修事業として採択します。（先着順ではありません。）ただし、募集期間内に申請が3件以下の場合は、点数に関わらず採択となります。

募集期間内に申請がない場合、1か月程度を目安に期間を延長します。

事業期間：年度内に補助金の交付を完了させなければならないため、事業終了の末日を令和9年2月26日（金）とします。事業終了とは、実績報告書の提出日とさせていただきます。実績報告の際は、改修空き家へ入居した方の住民票の提出が必要です。

注 意 事 項 : ① 事業を5年以上継続できなかった場合は、補助金交付日からの経過年数に応じて、補助金の返還を求めます。入居者が退去して3か月以上空き家となっていることが確認された際に請求します。

② 改修空き家へ3親等以内の親族を入居させる改修については、補助金の上限が100万円となります。

③ 改修の内容が屋根の葺替え等住宅の構造上主要な部分の改修を行った場合は、税務課による家屋評価の調査を受け、税務課の発行する家屋評価額決定通知書を実績報告書に添付する必要があります。

④ 空き家所有者以外の方が、改修工事を行う場合は（サブリース等）所有者から改修に対する承諾を取ってください。（第3号様式を活用してください。）